

# 山口県報

平成17年  
11月11日  
(金曜日)

## 目次

告示  
土地収用法の規定に基づく事業の認定(用地課)……………

公告  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………

教委告示  
山口県指定史跡の管理団体の指定……………



### 山口県告示第六百十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十七年十一月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 起業者の名称  
下関市
- 二 事業の種類  
湯町地区観光交流センター(仮称)整備事業
- 三 起業地  
(一) 収用の部分

- (二) 下関市豊浦町大字川柵字湯町地内  
使用の部分  
なし

#### 四 事業の認定をした理由

- (一) 法第二十条第一号関係  
湯町地区観光交流センター(仮称)整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第三十二号に掲げる施設に関するものである。
- (二) 法第二十条第二号関係  
本件事業の起業者である下関市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
- (三) 法第二十条第三号関係  
ア 本件事業の施行により得られる利益は、観光客等の来訪者が休憩し、又は地域住民と交流することができる施設を整備することにより、起業地及びその周辺地域の活性化が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、観光客及び地域住民の集散に便利であること等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

#### (四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、観光客等の来訪者が休憩し、又は地域住民と交流することができる施設を整備することにより起業地及びその周辺地域の活性化を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

- 五 起業地を表示する図面の縦覧場所  
下関市役所豊浦総合支所



(六〇二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年七月一日山口県公告(三六五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十一月十一日から同年十二月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十一月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小野田店

所在地 山陽小野田市大字東高泊二二五六

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六〇三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年七月一日山口県公告(三六六)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十一月十一日から同年十二月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十一月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小野田店

所在地 山陽小野田市大字東高泊二二五六

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

平成十七年十一月十一日印刷  
平成十七年十一月十一日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

(六〇四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年十一月十一日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山口市小郡上郷字大島、字向河内及び字岡田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山口市小郡上郷二二三九番地

佐々野 章



山口県教育委員会告示第十二号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四十一条において準用する同条例第九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる山口県指定史跡を管理すべき団体として、同表の下欄に掲げる市を指定する。

平成十七年十一月十一日

山口県教育委員会

山 口 県		指 定 史 跡		管理団体
名 称	指 定	告 示	示	
萩焼深川古窯跡群	平成十七年山口県教育委員会告示第六号			長門市